

I 問題提起

[1] 日米の仕事観について、わが子のために阪神タイガースの仕事も捨てたR・パース型と、父の死にも舞台を離れなかった中村勘九郎型があるという。日本では、サラリーマンは、企業戦士とか猛烈社員といわれるほど働きすぎで、健康を損なうだけでなく、過労から死亡するものまで出ている。たしかに、職場への帰属意識と献身的犠牲を強く求める空気がある。事態は、企業間の競争だけでなく、その職場構成員の間での、企業に対する激烈な忠誠競争によって増幅されている。このように、サラリーマンは自分を見失う危険な状況の中で生きている。次に、政治的にみれば、戦後保守政党が長期単独に政権を担っていることの結果として、憲法に抵触する事実が作り出されると、国民は、はじめ反対しながら、やがてその既成事実の前に黙ってしまう。これは、反対などしないで「長いものには巻かれる」という処世訓のいうとおりである。

[2] こうした状況をみれば、自分を大切に生きていく社会をどのように作ればよいのか、わたしたちは問わなければならない。この問題を以下考えてみたいが、その際、よく知られている素材を二つ取りあげたい。一つは、「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」(弘安国「古文孝経序」)である。もう一つは、夏目漱石の政治意識である。とくに漱石を重視するが、それは、文学者としてよく知られ、しかも当時の思想界、知性人の中で抜きん出た存在でありながら、なお、彼の中に今日でも解決されないまま我々の引きずっている問題がある、と思われるからである。

II 「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」

[3] 「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」という古い戒律がある。これは、君主が君主としてあるべきことをしないと、臣下はこの君主に服従して臣下の義務を果たすべきであるという。そしてこれは、封建的な絶対服従の倫理を表している。ところが、ヨーロッパの封建制、儒教の君臣道徳、日本の武士道徳を比較した研究によると、この戒律からは違った側面も読み取ることが出来る。それを少し紹介しよう。

[4] ヨーロッパの封建的な君臣関係は、相互的な契約すなわち封建契約に基づく。だからそれを一方的に破る君主に対しては、臣下は団結して抵抗したのである。この抵抗権は、直ちに近代の抵抗権に発展したわけではないが、その歴史的な基盤として記憶されるべきである。次に、儒教には、ヨーロッパとは違った面がありながらも、相互的な契約の性格があるといわれる。君主が君主の役割を果たさなければ、すなわち「君君たらざれば去る」のだそうである。ところが、日本では、君主が君主の役割を果たさなくても、「去ってはならない」のである。一方的に無条件で臣下は君主に服従しなければならない。このことを明治憲法の前文でいうならば、

32 臣民すなわち国民は、天皇に対して「忠実勇武ニシテ国ヲ愛シ公ニ殉」うのでなければならない  
 33 い。天皇を批判したり天皇に刃向かう、あるいは天皇の政府に抵抗することは、ここからは出  
 34 てこない。したがって、臣下は宿命としてこの場において君主に仕えなければならない。そうす  
 35 ると、君主が悪い場合、臣下は、逃げ出すことはできないから、君主のあり方をかえるという  
 36 強い能動的な態度をとらなければならない。それが「諫争」である。これは面と向かって諫め  
 37 ることである。したがって、ここには消極的受動的な恭順の契機よりも、積極的能動的な契機  
 38 が表れている。有名な例をあげれば、織田信長が乱暴者であった青年時代に、家臣の平手政秀  
 39 は死をもってその乱暴を諫めたという。したがって、政治倫理として、自分の所属する集団が  
 40 悪ければさっさと去るという淡泊な態度と、あくまで諫争するしつこい態度との間に、思想的  
 41 な相違を見ることができる。しかし、そうした諫争は、権力者に立ち向かうとき、己の生命と  
 42 引き換えになっている危険を見落とすことはできない。そのために諫争にはたしかに絶対服従  
 43 という消極的受動的倫理にとどまらない、それゆえに積極的能動的倫理が現れている。しかし  
 44 この積極的能動的倫理は、だれでもが持てるものではなく、特殊なエリート層に限られてしま  
 45 う。したがってそれは、臆病で勇気を持たない大衆を、政治的変革の主体に転換させることに  
 46 役立つ倫理であるかどうかは疑問である。

### 47 III 夏目漱石の政治意識

48 [5] 夏目漱石の『草枕』(1906)の主人公の画家は、人情と理屈を通すことのどちらにも  
 49 加担できなく、「兎角人の世は住みにくい」と嘆く。しかし、主人公は、その中間に生きる道を  
 50 さがす。そこで次のようにいう。

51 「人の世を作ったものは神でもなければ鬼でもない。矢張り向う三軒両隣りに  
 52 ちらゝする唯の人である。唯の人が作った人の世が住みにくいからとて、越  
 53 す国はあるまい。あれば人でなしの国へ行く許りだ。人でなしの国は人の世よ  
 54 りも猶住みにくからう。」

55 [6] この文章は、神や鬼のいる超自然的彼岸から、「人の世」、したがって、社会と国家の根拠  
 56 を考えるのではなく、人間のいる世界内在此岸から考えている。すなわち主人公は、「向う三軒  
 57 両隣りにちらゝする唯の人」から考えている。しかしこの「唯の人」が「人の世」を「作る」  
 58 とはどういうことであるか。「作る」とは、「人の世」が人々から構成されている事実を単純に  
 59 記述的に述べているのか、それとも、人々が相互に契約をかわして人為的に構成する社会と国  
 60 家を規範的に述べているのか。そこで、存在しているものをそのまま前提する社会学的な認識、  
 61 あるいは、存在していないものを存在させるべく規範的に構成する法学的な認識、これら二つ  
 62 の認識のどちらで、漱石は「作る」を述べているのだろうか。この問題を考えるために、もっ  
 63 とひろく漱石の政治意識を研究すると、彼の個人主義が注目される。その特徴は、彼が学習院  
 64 で講演した『私の個人主義』(1915)の中に表れている。この講演を手がかりに考えてみよう。

65 その内容に即してみれば、彼が個人主義を論じるのは二つの方向においてである。すなわち、  
66 その一つは、自己本位の主張とその展開についてであり、もう一つは、自己本位の主張と国家  
67 とのかかわりについてである。以下順次検討してみよう。

68 [7] ところで、漱石の個人主義の特徴を明らかにするのに、なにか判断の道具が必要であ  
69 る。そこでとりあえず、フランスの人権宣言（1789）を分析の道具としたい。まずその第4条  
70 は参考になる。すなわち「自由は、他者を害しないすべてをなし得ることに存する。その結果  
71 各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれら同種の享有を確保すること以外の限界をも  
72 たない。これらの限界は、法（loi）によってのみ、規定することができる。」この有名な自由  
73 の規定は、いうまでもなく自由を自然権の一つとしてとらえている（人権宣言のいう人権は、  
74 自然権と同義語と考える）。そしてこの自由の確保は、他者の自由の権利を確保するところに限  
75 界があり、しかもその限界は法によって規定される。そうすると、自由の限界は、個人が他者  
76 を害することはできないところにあり、しかも害したかどうかは法の規定に照らして判断され  
77 る。ここには、中世的な人の支配から法の支配への転換が現れている。また、この人権宣言は、  
78 正式には、「人と市民の権利宣言」といわれるように、「人」と「市民」を区別している。「人」  
79 は、政治社会にとらわれない、あるいはそれを超えた普遍的な人間をさし、「市民」とは、政治  
80 社会を構成する単位としての人間をさす。それゆえに、人権宣言は、「人」と「市民」の両面に  
81 わたって人権を保障しようとしている。次に、人権宣言は、自由の限界を他者のための同等の  
82 権利確保に見いだしているように、本質的に自己の自由と他者の自由を不即不離なものとして  
83 理解している。その上で、自由の限界の内容を法によって定めようとしている。ところで、「法  
84 は、一般意志の表明である」（第6条）といわれる。すなわち、すべての市民が自身でまたは  
85 その代表者を通して、その制定に協力してできた結果が、一般意志としての法である。それゆ  
86 えに、すべての市民が法の制定に加わり、自分たちの制定した法の下に平等に自分たちを置く。  
87 法の下にすべての人を平等な個人として位置づける。このようにしてフランスの人権宣言は少  
88 なくとも社会構成員の間で、自分たちより力のある中間的存在を認めず、もしあればかかる存  
89 在を解体する。したがって、法は中間的存在になろうとする勝手な行為を限界づける。それゆ  
90 えに、法の下における平等原則から中間的存在を解体して自由を保障するというのは、人権宣  
91 言の理解として誤りではない。しかし、人権宣言は、そのように法の下での平等原則から中間的  
92 存在を解体して自由を保障する前に、第1条において、「人は、自由かつ権利において平等な  
93 ものとして出生し、かつ生存する」といい、しかもかりに社会的区別を認めなければならない  
94 としても、それは「共同の利益」によるといっていることを思い出さなければならない。すな  
95 わち、人権宣言は、個人の自由と平等を生まれながらの権利すなわち自然権と考え、それらの  
96 権利は、国家より先にある、したがって、はじめから私とあなたの中に、すなわち私人間に存

97 在すると前提して、この前提の上で政治的組織としての国家を考える。その目的は、自由と平  
98 等の保障である（第 2 条）。それゆえに、人権宣言の論理でいえば、各人の自由を保障しよう  
99 とすれば、それは私人間における自由を保障することによってであり、私人間における自由を  
100 保障しようとするれば、それは市民と国家の間における自由すなわち市民的自由を保障すること  
101 によってである。そして、この自由を政治的組織に対し担保するものとして、圧制への抵抗と  
102 という自然権を宣言している（同条）。

103 III（1）自己本位の主張とその展開について

104 [8] 漱石は『私の個人主義』の中で、自己本位の主張をとらえるにいたった精神史を述べ、自  
105 分が納得しない意見をいわない立場を自己本位と主張する。それは自分の幸福のために絶対必  
106 要であるという。また個人主義、個性の発展、個人の自由、自由と独立、これらと自己本位を  
107 ほとんど同義語で使い、自己本位を「世界に共通な正直といふ徳義」から由来するという。そ  
108 れゆえにこの立場は、個人の内部に根をもつが、しかし、個人の内部にとどまる閉鎖的なもの  
109 でなくて、世界に開かれ普遍性をもった個人主義（individualism）と共通する。

110 [9] それでは、漱石は、世界に開かれ普遍性をもった個人主義的な自己本位すなわち個性の発  
111 展を、どのように展開するか。この議論は、個人が他者とかかわる原因と、さらに他者とかか  
112 わるあり方を述べた社会倫理の説明に相当する。以下他者とかかわる原因とそのあり方を検討  
113 してみよう。

114 [10] 漱石は、個性の発展の上で注意しなければならないものとして権力と金力を指摘する。  
115 すなわち彼によれば、権力にも金力にも自分の個性を他人の頭の上に押しつける性質がある。  
116 たとえば、兄が自分の個性を弟に強制する場合のように。しかし、それは本当には兄の個性の  
117 発展にならない。というのは、個性の発展は自他の区別を忘れたものであってはならないし、  
118 他人の個性の発展を尊重するものでなければならないからである。

119 [11] そこで、漱石の主張を整理すると、個人が他者とかかわる原因は、個性の発展の延長上  
120 で他者と出会うからであり、他者とのかかわり方は、他者の個性の発展を妨げないものでなけ  
121 ればならない。なぜなら、個性の発展は、自分勝手とは違って自己完結するものではなくて、  
122 世界に開かれた普遍性を持っていなければならないからである。そうすると、個性の発展の中  
123 に、はじめから一つの尺度すなわち内在的制約が前提されている。もしその尺度の範囲を越え  
124 て他者にかかわれば、その行為は、あるべき尺度、それゆえに道徳的な内在的制約を破ってい  
125 ることになる。それゆえに、個性の発展に値しない自分勝手な行為は、他者の個性の発展を妨  
126 害するであろう。したがって、個性の発展を尊重することは、相互的でなければならないが、  
127 それは相手の出方に決して依存しない一方的な行為、他者によりかからない自律した行為であ

128 る。それゆえに、漱石は、自己本位の立場を貫くときの孤立した寂しさを隠さない。しかしな  
129 がら、視点を変えてみると、以上検討した個性の発展の道徳的な内在的制約の論旨は、個性の  
130 発展そのものより内在的制約の方を強調している。というのは次のようにいえるからである。  
131 すなわち、議論の核心をなす個性の発展は、元来人間の尊厳に基づく多様性に富んだ複雑なも  
132 ののはずであって、簡単に合理的に定義できないものである。それなのに、漱石は、個人主義  
133 を論ずるとき、多様性に富んだ複雑な個性の発展より、個性の発展を限界づける内在的制約の  
134 方を強調している。はたして、そんなに簡単に個性の発展を限界づけることができるだろうか。

135 [12] こうした漱石の個人主義は、すでに述べた人権宣言の自由とかなり相違している。第  
136 一に、人権宣言は、人の国家に対する法的な権利として自由を考えているが、漱石は、兄と弟  
137 の例題のように、著しく道徳的なものとして個人主義すなわち自由を考えている。そのために、  
138 漱石は、権力や金力を背景に自分の個性を他者に強制することをとても嫌う。なぜかといえば、  
139 漱石の個性の発展は、その内在的制約に反して他者のそれを妨げてはならないという道徳的規  
140 律にしたがっているからである。漱石は、こうして自己の道徳的一貫性に対し強い関心をもっ  
141 ている。

142 [13] 第二に、人権宣言は、自己と同様の権利を他者のためにも確保するという。ところで、  
143 たしかに、漱石の個人主義にも、相互的に個性の発展を尊重する主張がある。しかし、その主  
144 張は、兄と弟の例題のように、個性の発展の尊重を道徳的に論じていて、人権宣言のように自  
145 己と同様に、他者のために確保することまで論じていない。そうすると、彼のいう個性の発展  
146 の相互的な尊重とは、基本的に自分が相手を尊重するように、相手も自分を尊重してくれとい  
147 うものであって、自分と直接かかわりのない場合は、自分には発言権はない。したがって、漱  
148 石は自己の自由の発展に主眼をおいて他者の尊重をいうが、他方人権宣言は、自由の確保は他  
149 者と同様自己の課題であり、自由の侵害がどこかで起これば、それは自己の課題になるとい  
150 うので、これら両者の間には重要な相違が生じてくる。

151 [14] 第三に、人権宣言は、人・市民の国家に対する関係で自由の保証を考えている。ところ  
152 が、漱石は、私とあなたの間、すなわち私人間における自由（以下便宜上「私的自由」と呼ぶ）  
153 を年頭においている。それゆえに、漱石は、自己本位とその展開の説明では、人権宣言のよう  
154 な人・市民と国家との間における自由（以下便宜上「市民的」と呼ぶ）を念頭においていない。  
155 そうすると、彼の自由の要求の主要な関心は、どこに向けられているのだろうか。それは、政  
156 治社会をグローバルにみれば、市民と国家の間に介在する中間的存在、小君主、小暴君、封建  
157 的勢力に向けられていたのではないか。たとえば、彼は、弟子に自己の意見を強制することを避  
158 けたように、自分がそのような存在になることをかたくなにまで拒んだことにみられる。

159 [15] 第四に、人権宣言は、自由を限界づけるものとして、法を指摘する。ところが漱石が個  
160 性の発展の限界としてかかげたものは、自己の内部にある道徳的な内在的制約であって、人権  
161 宣言のように市民相互間で論争可能な客観的な法ではない。したがって、漱石の自由の限界は、  
162 第三者と論争可能な性格をもたない。実際、視点をかえれば、限界の指摘は権利の主張にもな  
163 るから、客観的な法が個性の発展を制限するまでは、人は自由に行為してかまわないし、その  
164 行為を妨げるものとは、他者と共にたたかうという人権宣言の主張も生まれる。ところが、漱  
165 石の主張は道徳的であるから、他者に要求する権利の性格を持たない。そのように人権宣言と  
166 漱石は異なる。そうならば、漱石の個性の発展は、他者のそれを妨げはしないかとおそれ、や  
167 や憶病で、ひ弱で、内向的でうじうじし、心理的に屈折している。そのために、漱石の主張は、  
168 個性の発展を妨げるものとたたかう圧制への抵抗という、社会連帯的な強靱な意志と精神から  
169 はほど遠い。

170 [16] (2) 自己本位すなわち個人主義と国家との関係についてまた、漱石は『私の個人主義』の  
171 中で、自己本位すなわち個人主義と国家主義との関係についても論じている。

172 漱石は次のようにいう。

173 自分という個人主義は、他の存在を尊敬すると同時に自分の存在を尊敬するこ  
174 とだから、「俗人の考へてあるやうに国家に危険を及ぼすものでも何でもな  
175 い」、「事実私共は国家主義でもあり、世界主義でもあり、同時に又個人主義で  
176 もある」。個人の自由は「国家の安危に従って、寒暖計のやうに上がったり下  
177 がったりする」。そのように、国家が危うくなれば個人の自由が制限され、国  
178 家が泰平のときには個人の自由は膨張する。「国家が亡びるか亡びないかとい  
179 ふ場合に、疝違いをして只無闇に個性の発展ばかり目懸けてゐる人はない筈」  
180 である。

181 [17] 漱石は世界主義を特に述べていないので、それと個人主義の関係を論ずることはできな  
182 いが、個人主義と国家主義が相関連しつつ、しかも反比例する関係にあることを述べたところ  
183 は注目に値する。

184 [18] 第一に、個人主義と国家主義は、一本の寒暖計の目盛りの上下の関係として述べられる。  
185 しかし、その上下は、個人主義と国家主義の相互関係で左右されるのでなくて、国家の安危と  
186 いうそれら以外の条件によって左右される。すなわち、国家の安危によって、個人主義と国家  
187 主義は相関連し変動する。そうすると、個人主義の内容そのものである個性の発展や自由と独  
188 立も、国家の安危によって寒暖計の上下のように、制限を受けたり、受けなかつたりするとい  
189 うことである。

190 [19] 第二に、漱石は、もちろん個性の発展の自由を欲するので、安易に国家の危機を持ち出  
191 して個人主義を制限することに反対する。それだから彼は、まったく平和な安全なときには国  
192 家の活動を小さくして、個人主義の余地を拡大し、反対に国家の危機存亡の戦争のときには逆

193 にする。したがって、その国家観は、国家の機能を外敵からの防御に重点をおく。また国家は  
194 個人の活動に極力干渉しない。それゆえに、全体としてみれば、それは、自由放任に基づく自  
195 由主義的国家観に属する。それゆえに、漱石のいう個人主義は、個人と国家との間における自  
196 由としても考えられていて、フランスの人権宣言の市民的自由と類似している。しかし、違う  
197 ものがあるように感じられるから、以下注意して検討していきたい。

198 [20] 第三に、漱石は個人主義と国家主義を国家の安危の状況で関連連させるから、そこには  
199 まったく安全な平和なときと国家の危機存亡の戦争のときとの両極端の思考が強く前面に出て  
200 いて、いわばその中間にある日常的な状況における両者の関連という思考は、相対的に背後に  
201 退いている、あるいはあいまいである。そこであえていうならば、日常的な状況において個人  
202 主義あるいは自由を保証する国家観が欠如している、ないし不鮮明である。このような国家観  
203 の欠如ないし不鮮明は、それ自体政治意識の未成熟な社会の反映と考えなければならないであ  
204 るう。なぜなら、フランスの人権宣言の市民的自由の場合には、個人主義と国家あるいは自由  
205 と国家は、日常的なレベルで当時の政治的現実に本質的に関係しているからである。

206 [21] こうして、漱石の意識では、人権宣言の市民的自由を日常的に尊重する自由主義的国  
207 家観と、日常的に個人主義あるいは自由を十分保障しない国家観との間には区別はない。その  
208 ために、後者が、あたかも前者と同じである、あるいは、両者はどこかで結び付いて互いに併  
209 存している、代替的ないし相補的であるかのように受け取られかねない。それゆえに、人権宣  
210 言における压制への抵抗を秘めた国家への強い不信感と緊張感は、漱石にはない。たとえば、  
211 国家への不信感もちながらも、実際に支配している国家の活動を無批判に素朴に容認する傾  
212 向がある。すなわち、一方では国家への不信と、他方では国家への依存という両面が漱石に見  
213 られる。しかしそうはいつでも、漱石は、国家の活動のすべてを容認するほど依存しない。次  
214 の例を見てみよう。

215 [22] 漱石は、明治天皇の葬儀（1912）にあたって、東京帝国大学法学部の研究機関誌『法学  
216 協会雑誌』に乞われて「明治天皇奉悼之辞」を寄稿した。ところで、この「奉悼之辞」の内容  
217 をみる前に、漱石がどのような気持ちで明治天皇をみていたかを少し検討しておきたい。漱石  
218 の弟子小宮豊隆によると、漱石は、明治天皇を敬愛した。それは彼が明治天皇の治下、明治と  
219 共に成長したからであった。それだから、漱石は、明治天皇の病気の常ならないことすなわち  
220 不例を聞き、心を痛め、その崩御の知らせに心細く感じた。また小宮によると、漱石は、自分  
221 がそうも感しないのに大袈裟にそれを感じたかのごとくに装い、オベツカを使う新聞の極度に  
222 仰山過ぎる言葉使いを虚偽として非難し、彼は率直に誠実に奉悼の意を表現したという。では  
223 その「奉悼之辞」をみてみよう。

224 「過去四十五年間に発展せる最も光輝ある我が帝国の歴史と終始して忘るべか

225 らざる / 大行天皇去月三十日を以て崩ぜらる / 天皇御在位の頃学問を重んじ給  
226 ひ明治三十二年以降我が帝国大学の卒業式毎に、行幸の事あり日露戦役の折は  
227 特に時の文部大臣を召して軍国多事の際と雖も教育の事は忽にすべからず其局  
228 に当る者克く励精せよとの勅諭 [ 天皇の命今 ] を賜はる / 御重患後臣民の祈願  
229 其効なく遂に崩御の告示に会ふ我等臣民の一部分として籍を学界に置くもの顧  
230 みて / 天皇の徳を懐い / 天皇の恩を憶ひ謹んで哀衷を卷首に展ぶ」( / 印は改  
231 行を表す )。

232 [23] この「奉悼之辞」からうかがえることであるが、漱石は明治天皇の治世を光輝あるもの  
233 として肯定的に評価している。さらに、学問の府である東京帝国大学の機関誌への寄稿文の性  
234 格から、学問を尊重する方向で「奉悼之辞」を書いている。しかし、この「奉悼之辞」の中で、  
235 明治天皇が日露戦争時に軍国と学問を両立させたことに、漱石がある感慨をこめて言及したこ  
236 とは、注目される。というのは、ここには、彼が軍国主義に一定の距離をおいていたことが垣  
237 間みられるからである。こうした軍国主義に距離をおいた漱石像は一つの問題提起たりうる。

238 [24] 彼は、この「奉悼之辞」から 4 年後で、彼の死んだ年のはじめ、東京朝日新聞の「點  
239 頭録」(1916)と題した連載記事で「軍国主義」を論じた。その要約は次のようである。

240 [25] 戦争一般、そして空前の大袈裟な第一次世界大戦も人間の倫理観を一変するようなもの  
241 でなく、弾丸、硝薬、毒ガス、肉團、鮮血が人類の未来には貢献できなく、それを思えば、気  
242 の毒で、悲しく、ばかばかしい、滑稽でさえある。軍国主義のドイツが連合国を撃ち破るか、  
243 逆に連合国がどれほど抵抗するか。ドイツに代表される軍国主義が、イギリスとフランスで培  
244 われた個人の自由を破壊しるかどうか。勝敗はどうでもよい。個人の自由を重んじて、徴兵  
245 制に反対していたイギリスで、強制徴兵案が議会で提案されたとき、それは圧倒的多数で可決  
246 された。このように、イギリスが精神的にドイツに負け、軍国主義が勝利したとみるよりほか  
247 ない。しかし、自分をもっと高い場所に登りたい。もっと広い眼界から人間を眺めたい。この  
248 癡猛な軍国主義の活躍を、もっと遠距離から、もっと小さく観察したい。腕力の発現である戦  
249 争は一つの手段に過ぎない。手段は目的より低級である。目的の中身は別として、戦争は人間  
250 の目的ではない。それゆえに、軍国主義が成功するとしても、それは決して目的より上位にあ  
251 るべきものではない。ドイツに鼓吹された軍国的精神が、その敵国に多大の影響を与えたのを  
252 認めるが、同時に「此時代錯誤的精神が、自由と平和を愛する彼らに斯く多大の影響を与えた  
253 ことを悲しむ」。

254 [26] 漱石が自由と平和を愛し、軍国主義をそれらに敵対するものとみていたことは、この新  
255 聞記事からよく理解できる。すなわち、彼は、その主張である自己本位のよって立つところの、  
256 個人の自由の存立を根本的に脅かすものとして、軍国主義に反対している。そして、彼は日本  
257 の軍国主義に言及しないが、その論調は、日本の軍国主義にもあてはまるだろう。こうした思  
258 いがあるためか、彼には次のように見えた。明治天皇は、軍国と学問を両立させ、優先されが

259 ちな軍国と両立させるほどにまで学問を持ち上げた。そのために、彼は、学問を持ち上げて  
260 軍国主義を抑制した明治天皇に強い共感を覚えたとしても、それは自然である。しかし、今日  
261 では誰でも知っていることであるが、明治国家は、まさに富国強兵の国是のもとに学問など文  
262 化一般を位置づけていた。それゆえに、象牙の塔は非難の対象であり、学問も純粹に学問たり  
263 えなかった。「大学八国家ノ須要ニ応ズル」(帝国大学令第1条)べきだというように、学問も  
264 国策の下にあった。それゆえに、まさに軍国も学問もというのが本当であった。その点、軍国  
265 優先の空気の中で、軍国と学問を両立させ軍国にブレーキをかけたことは、明治天皇への漱石  
266 の評価のポイントにはなりえても、はたして、そのような評価は、国家須要の学問という政策  
267 を批判した上でくださったものであったらどうか。肯定的に答えるのは疑問である。

268 [27] 言い換えれば、「奉悼之辞」にみられるごとく、漱石は、明治天皇を賛美し、その権威  
269 に依拠して目前の国家の活動を抑制しようとした。しかし、そうしたことは、そもそも天皇と  
270 国家の活動の分離を前提とし、国家の活動のもっとも中心にある天皇への絶対的な信頼からの  
271 批判に由来するというべきではないだろうか。もしそうなら、漱石には、天皇への批判は心情  
272 的にもおきないといわざるをえない。それだけでなく、明治憲法体制は、そもそも国家の活動  
273 を天皇主権の権威に基礎づけたのであるから、国家の活動と天皇は分離できないものであって、  
274 国家の活動の批判は天皇の批判につながらざるをえない。

275 [28] ところで、明治憲法下において国家の活動は、実際には、政党政治にもとづくことを利  
276 用してある程度批判できたこともあったが、より根本的に批判できるためには、国家の活動と  
277 天皇を理論的にも実際的にも分離する必要があった。しかし、明治憲法に基づく政治体制は、  
278 そもそも、天皇を政治の局外に置くことができたとはとてもいえない。たとえば、太平洋戦争  
279 の開戦の詔勅とポツダム宣言受諾による無条件降伏の終戦の詔勅は、天皇自ら政治的に行為し  
280 たあきらかな例であるが、そのように天皇の国政へのかかわりは否定できない。まして、統帥  
281 権の独立によって軍隊は一切を天皇の命令に還元したがために、軍隊のあり方を批判すること  
282 は天皇を批判することとして許されなかった。

283 [28] それゆえに、漱石が国家の活動と天皇とを分離し、天皇に依拠して国家の活動を批判する  
284 ことが出来たとしても、その範囲はすべての国家の活動に及びえない。したがって、彼の自由  
285 主義的傾向の国家観は、国家に対して個人主義、自由と独立を保障しようとしながら、天皇に  
286 対しては心情的な受容の背景を持ち、そのために徹底的に国家の活動を批判したり、権力に振  
287 り回されない個人主義あるいは自己本位を展開するほどのものでない。言い換えるなら、その  
288 ようなものとして個人主義あるいは自己本位を展開していない。そのために、その国家観は、  
289 実際市民的自由を様々に制限した国家の活動を的確に把握する論理になっていない。そうする  
290 と、彼のいう自己本位すなわち個人主義は、軍国主義には批判的であっても、天皇制の国家主

291 義と折り合いのうまくつく限定された内容になっていないであろうか。

292 IV 設問にあたって

293 [29] 「君君たらずとも臣臣たらざるべからず」( = 「君君たらずとも」と略する ) と夏目漱石  
294 の政治意識を検討したところ、これらの素材は、問題提起にそれぞれ独自の角度から答えてい  
295 るが、その答えは当然限られた部分的なものである。しかし、社会科学的には、限られた内容  
296 の答えにも意味があるから、以下設問の形式をとりつつ、その答えの意味と問題点を探ってみ  
297 よう。

1. 「君君たらずとも」の内容として、日本で支配的な理解はどれか。
  - a. 儒教の影響を受けた臣下の君主に対するエチケット
  - b. 臣下の服従契約
  - c. 勇敢と忠義の否定
  - d. 封建的な身分制度
  - e. 身命を賭した服従
  
2. 「君君たらずとも」の意味の新たな研究成果とはどれか。
  - a. 儒教的道徳の相互的な契約性
  - b. 君主の態度を変えようとする臣下の強い態度
  - c. 封建的な絶対的服従の再確認
  - d. 抵抗権の指摘
  - e. 天皇への忠誠
  
3. 受動的消極的な態度とかかわりのないものはどれか。
  - a. 納税の義務
  - b. 刑事被告人
  - c. 公共の福祉
  - d. 扇動
  - e. 尊属遺棄
  
4. 積極的能動的な態度とかかわりのないものはどれか。
  - a. 参政権
  - b. 政治的批判
  - c. 市民的不服従
  - d. 国民審査
  - e. 禁治産者
  
5. 立憲君主制の制度のうち、政党政治の発展によってもたらされた政治制度はどれか。
  - a. 法律の範囲内での権利保障
  - b. 機能的な権限の配分としての三権分立
  - c. 議院内閣制
  - d. 君主に対する大臣の政治責任
  - e. 君主の専断的な憲法改正の禁止

6. 近代的な憲法を生み出した要素のうち、民主制と直接かかわるものはどれか。

- a. 名誉と中庸
- b. 衆愚政治
- c. ファシズム
- d. 恐怖政治
- e. 市民革命

7. 国家の活動を可能な限り小さな、したがって消極的なものに限定しようとした自由主義的国家論の特徴を示す言葉の組合せはどれか。

- a. 表現の自由、市民社会の自律性、福祉国家
- b. 表現の自由、市民社会の自律性、自由放任
- c. 表現の自由、市民社会の自律性、独占資本主義
- d. 市民社会の自律性、自由放任、福祉国家
- e. 自由放任、福祉国家、独占資本主義

8. 漱石の個人主義と対立する語群はどれか。

- a. 党派心、徒党、盲動、子分、仲間内、なれ合い
- b. 集団、徒党、軍国主義、国家主義、徴兵、同人
- c. 子分、七ひかり、オベッカ、正直、面従腹背
- d. 批評、自由、抵抗、尻馬、鷓呑み、気概
- e. 理非、空騒ぎ、啓発、学問、威圧、公平

9. 資料における漱石の考えの中にはないと思われるものはどれか。

- a. 個性の発展は、他者の個性の発展を妨げないものでなければならない。
- b. 個人が他者を害したかどうかは、法の規定に照らして判断される。
- c. 個性の発展は内在的・道徳的制約によって限界づけられる。
- d. 自分が相手を尊重するように、相手にも自分の尊重を求める。
- e. 自由を束縛する中間的存在を問題にする。

10. 次の文章において、本文における私的自由と性質の異なるものはどれか。
- a. 義務心を持っていない自由は本当の自由ではない。
  - b. 他人は、自己の個性の発展を勝手に相当の理由なくして妨害してはならない。
  - c. 金を所有するものは、相当の徳義をもって、道義上害のないように使うべきである。
  - d. 自己主張はするが、他人の自我は認める。
  - e. 政府は気に入らないというだけで、巡査に私の家を取り巻かせた。
11. 「人の世」を世界内在的此岸から考えるとはどういうことか。正しいものを選びなさい。
- a. 社会と国家がどうあるべきかを考えること
  - b. 社会と国家が人々の契約によって成立すると考えること
  - c. 社会と国家は「唯の人」が作るべきと考えること
  - d. 社会と国家がどのように構成されているかを考えること
  - e. 社会と国家を自己とのかかわりにおいて考えること
12. 漱石は国家の活動の限界を述べているが、次の例と質的に同じものはどれか。  
太平洋戦争下で、軍隊の上官は、体を服に合わせる、足を靴に合わせると無理難題を下級兵士に要求した。しかし、これは国民の実行不可能な要求である。
- a. 国家が潰れる状況にないのに、国家は国民にしつこく我慢を要求する。
  - b. 常住座臥国家のために頑張れ。
  - c. 豆腐屋は豆腐を自分の生活の糧のために売るのであって、国のためではない。
  - d. 国家のために飯を食い、顔を洗い、便所に行かせられては大変である。
  - e. 国家の活動を支持せよ。
13. 「奉悼之辞」の中に漱石の感情が現れている。漱石の考えと異なるものはどれか。
- a. 世間の皮相に騒ぎ立てる仰山な言葉使いへの反発
  - b. 時代精神を象徴する人とともに生きているという感情
  - c. 同じ釜の飯を食った仲間や戦友のように、歴史的体験を共有したという感情
  - d. 明治国家の支配体制の歪みをあまり指摘しないで、それを肯定的にとらえる感情
  - e. 殉死したい感情

14. 漱石が明治天皇の葬儀に際して示さなかった考えはどれか。

- a. 大元帥陛下
- b. 歴史に輝く天皇
- c. 非宗教的な天皇像
- d. 敬愛の念
- e. 哀悼の念

15. 天皇と漱石の関係について次のような意見がある。

漱石の個人主義は、明治の精神への信頼であった。その精神の中心には明治天皇がいた。その態度は、乃木大将と違い、天皇個人に対する武士道的な忠誠ではない。

この文章の「明治の精神」と最も近い言葉はどれか。

- a. 改良主義
- b. 開明進取
- c. 立身出世
- d. 愛国心
- e. 忠義

16. 漱石は、天皇と国家の活動を分離しているが、彼の考えを支える最も適当な主張はどれか。

- a. King can do no wrong.
- b. King never dies.
- c. The king reigns but does not govern.
- d. The crown is the symbol of the free association of the members of the States.
- e. The Emperor shall be the symbol of the state and of the unity of the people.

17. 国家の活動と天皇の分離について問題がある。天皇が影響を与えなかったものはどれか。

- a. 天皇は、憲法外の機関である元老院を重視した。
- b. 明治憲法は信教の自由を保障したにもかかわらず、国民も植民地民も、天皇を最高の祭司とする国家神道の神社参拝を強制された。そのとき、神社は宗教にあらざといわれた。
- c. 天皇は、軍隊を指揮命令する統帥権によって、二・二六事件の時、天皇自ら反乱将兵を鎮圧しようとした。
- d. 裁判所は司法権を天皇の名においておこなった。
- e. 天皇は太平洋戦争の終戦の決定を下した。

18. 明治憲法の立憲主義的な側面を強調した人々はだれか。

- a. 安部磯雄、吉野作造、美濃部達吉
- b. 伊藤博文、山県有朋、井上毅
- c. 福沢諭吉、西郷隆盛、坂本龍馬
- d. 原敬、山本権兵衛、大隈重信
- e. 佐々木惣一、岩倉具視、内村鑑三

19. 漱石の考えと異なるものはどれか。

- a. 国家の危機においては、個人主義は制限される。
- b. 軍国主義は個人の自由に敵対するものである。
- c. 明治憲法体制下で、国家と天皇は分離できる。
- d. 明治天皇は軍国主義の下では学問を尊重できない。
- e. 明治天皇は敬愛の対象である。

20. 富国強兵になじまない考えはどれか。

- a. 象牙の塔
- b. 国策
- c. 国家須要の学問
- d. 軍国主義
- e. 国家主義

21. 自由意志の尊重とはどういうことか。

- a. 社会的正義である。
- b. 自己本位に縛られない自由な立場である。
- c. 奴隷の意志の反対で、自由人の意志である。
- d. 奴隷がもつ意志に対して主人のもつ意志である。
- e. 本人の意志を聞いてそれに従うことである。

22. 漱石は、1911年文部省から突然文学博士号を授与する通知を受け、それは受けられないと辞退して、学位記の証書を返却した。しかし、文部省は、すでに学位授与の手続を終えているのだから辞退の途はないと主張した。こうして、漱石は受け取らない、文部省は辞退の途はないというのだから、相互に見解が異なり遺憾であるといってもものわかれになった。漱石の辞退理由をみると、自分は当局者と争う気はないとしつつも、受諾について自由意志を尊重してほしい、職業には分化発展傾向がある、専門の狭く細かい、しかし一般的知識の欠乏した博士の実例があり、自分はそうしたものになりたくないといった。以上の説明と資料に示された漱石の人柄から博士号辞退の意味を考えた時、その人柄と異なる説明はどれか。

- a. 博士号辞退は名誉や虚飾を嫌った厭世主義的な漱石らしい。
- b. 博士号辞退は、自己の姿勢を積極的に外部に宣伝した挑戦的な行動の一例である。
- c. 専門に対する一般的知識の必要をいっている。
- d. 漱石の国家権力との対決は、幸徳秋水、大杉栄のように、国家の枠をとびこえたアウトサイダーの地点からのものでない。
- e. 漱石はある意味で臆病であり、内部的には燃えるような反逆精神をもちながらも、表面上はつねに冷静なインサイダーとして終始し、また自ら意識して正体を見破られないように努めていた。

23. 漱石と文部省の間に生じた博士号辞退では、私と国家の間が問題になる。しかし、漱石が博士号辞退を自己本位の問題としてとらえているかぎり、私と国家の間ではなくて、私人間が問題になる。そうすると、私と国家の間も、私人間と同様に、自己本位でとらえなければならなくなる。ところが、そのためには、自己本位が働く私とあなたの関係の「あなた」を拡張して、「あなた」に国家も含める必要がある。「あなた」をめぐる、以上の理解と異なるものはどれか。

- a. 「あなた」を広く解釈してもよい。
- b. 「あなた」は権力と金力の担い手でありうる。
- c. 常識的には「あなた」とは国家と関係のない言葉である。
- d. 兄と弟の例のように、兄は弟を妨げる力を持っている。
- e. 「あなた」は他者としての国家でもある。

24. 漱石の場合、市民社会は私人間として、国家は私と国家の間として理解されている。一般的にみると、市民社会と国家の区別に立ったとき、市民社会の特質といえないものはどれか。

- a. 市民社会では、契約の自由が原則である。
- b. 市民社会では、自力救済は排除される。
- c. 市民社会では、契約に基づく法が支配する。
- d. 市民社会では、市民が契約によって法を作る。
- e. 市民社会では、中間的存在がある。

25. 市民社会と国家の区別に立ったとき、国家の特質といえないものはどれか。
- a. 統治組織としての国家の目的は、自由と平等の保障である。
  - b. 人権の中には压制への抵抗もはいる。
  - c. 国家では、人の支配がある。
  - d. 国家では、憲法に基づいて国民代表が法律を作る。
  - e. 国家では、一般意志の表明である法の支配がある。
26. 市民社会と国家を結合させる重要な手段はなにか。
- a. 選挙
  - b. 自力執行の禁止
  - c. 契約の自由
  - d. 基本的人権
  - e. 国民主権
27. 漱石は、「徳義」( = 道德、道義 ) を、自己本位あるいは私的自由のあり方を示すものという。そして私人間でも、私と国家の間でも、この「徳義」を同様に妥当させる。したがって、「徳義」は私人間のあるべきあり方を示し、国家のあるべきあり方も示す。「徳義」の性質について不適当な説明はどれか。
- a. 「徳義」は、個人の内面のあり方だから、国家とは関係がない。
  - b. 「徳義」は、人権宣言の法と等しい意味を持っている。
  - c. 「徳義」は、世界に共通な正直を意味する。
  - d. 「徳義」は、万人も国家も守らなければならないものである。
  - e. 「徳義」は、個人の内面にかかわりながらも、社会性をもっている。
28. 漱石は、国家道徳は個人道徳よりずっと段の低いものであるという。例えば、国家は、詐欺、ごまかし、ペテン、滅着苦茶をやる。しかし、国家の平穏なときには、徳義心の高い個人主義を重んじたほうがよいという。漱石の望む個人道徳の意義に反するものはどれか。
- a. 自分の納得しない意見をいわなくてもよい。
  - b. 長いものには巻かれろ。
  - c. 他者を害しないすべてのことをなすうる。
  - d. 諫争する必要はない。
  - e. 偽りを言うくちびるは、君たる者には似合わない。

29. 漱石は、「徳義」を私人間と私と国家の両方に共通な尺度とした。ここに、人権宣言に近い側面をもった漱石の思想の独自性があるのだが、しかし、人権宣言とは異なる側面も指摘できる。では異なる側面を説明するのに不適当なものはどれか。

- a. 人権宣言の法の役割が、主観的な道德意識に置き換えられている。
- b. 圧制への抵抗は、人々が権利侵害を客観的に認識するところから生ずるが、個人的で主観的な、判断規準を共有しない道德意識からは生じ難い。
- c. 漱石は市民社会に身をおくが、彼には国家は他律的存在である。
- d. 漱石は文学者であって、その政治思想を研究しても意味はない。
- e. 国法ではなくて「徳義」によって国家の活動を統制しようとするのは、市民社会の未成熟と関係する。

30. 漱石によると、職業の分化は不可避であるが、職業そのものは、人の為にすることが自分の為にすることである。それゆえに、職業は、他人本位、一般社会が本尊になる。漱石の職業観、社会観の特徴と言えないものほどれか。

- a. 孤立した個人主義
- b. 予定調和
- c. 合理的な社会連帯性
- d. 神の見えざる手
- e. 市民社会の自律性

31. 漱石は次のようにいう。日本人の行動と文化は、内発的でない、外発的である。これからは、自分本位の立場に足をすえて、自分自身の内面の要求を反省しつつ、舶来の刺激を批評として受けとり、自分自身の生命を自然に大きく育てて行く。足元を踏みかためる事を忘れてお祭騒ぎに目の眩んだ、日本人の無反省と軽薄とを日本の未来のために憎む。

漱石のこの日本人像を参考にして資料に主題をつけるとすれば、最も適当なものはどれか。

- a. 日本人の軽薄
- b. 自分本位と国家
- c. 内面の世界と外面の世界
- d. 内発性に基づく日本
- e. 機械的な変化への適応

32. 漱石は「当時の思想界、知性人の中で抜きん出た存在である」が、「なお、彼の中に今日でも解決されないまま我々の引きずっている問題がある」と、資料にはあるが、その（下線の箇所）意味内容について、著者がこれまでおもに論じていない見解はどれか。

- a. 自由は、市民的自由であり、人権としての普遍性と公的意義をもつということが、我々にはなかなか認識されにくい。
- b. 個性の発展を妨げる勢力に対しては、いかなるものであっても抵抗も辞さないという社会連帯的な意志形成や努力が、我々には欠けている。
- c. 自己の世界に閉じ込めり、世界への開放性も欠落しがちであり、普遍性も欠いた個人主義は問題である。
- d. 批判的な政治意識が十分成熟しておらず、したがって国家の活動を深い次元で批判的にとらえる視点が、我々には欠如している。
- e. 「長いものには巻かれる」という処世訓に示されるとおり、我々は、支配権力のあり方とその実際上の行使に対する緊張感を失い、既成事実の前にやがて黙してしまう。